意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領

（制定　平成 30 年 9 月 14 日付け林業第 933 号
改正　平成 31 年 2 月 28 日付け林業第 1696 号
改正　令和 2 年 2 月 12 日付け林業第 1757 号
改正　令和 3 年 3 月 24 日付け林業第 2160 号
改正　令和 7 年 1 月 24 日付け林業第 2533 号
改正　令和 8 年 4 月 16 日付け林業第 149 号
改正　令和 8 年 10 月 20 日付け林業第 1610 号）

第１　趣旨

我が国の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となり効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体を育成・確保していくことが重要であることから、このような林業経営体への育成及び確保を図る林業経営体（以下「育成を図る林業経営体」という。）を選定するため、佐賀県（以下「県」という。）における選定基準等を定めるものである。

第２　関係規程

育成を図る林業経営体の選定に当たっては、「林業経営体の育成について」（平成 30 年２月６日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

第３　定義

（１）本要領の対象とする「林業経営体」とは、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者へ請け負わせることにより造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っているものであり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない。なお、農林業センサスでいう林業経営体の定義とは異なる。

（２）本要領の対象とする「育成を図る林業経営体」とは、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権限を取得することなどにより相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど、森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体をいう。

第４　選定基準

長官通知３の規定に準じ、県が定める育成を図る林業経営体の選定基準は、次に掲げる（１）から（４）のとおりとする。

（１）「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）の登録者であること。

（２）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第 77 号）第２条第６項に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者等でないこと。

（3）第 11 の規定により選定の取り消しがあった者については、取り消された日から１年間を経過していること。

（4）別表に掲げる①から⑧に関する基準を満たすこと。ただし、素材生産を行う林業経営体にあっては、①から③及び⑤から⑧に関する基準を、造林・保育を行う林業経営体にあっては、③から⑧に関する基準をそれぞれ満たすものとする。

なお、①の項目に関しては、（ア）又は（イ）のどちらかを満たしているものとする。②の基準については、素材生産を行う林業経営体のうち生産した木材を販売する林業経営体の場合に限るものする。

第５　選定の申請

（1）育成を図る林業経営体の選定を受けようとする者（以下「選定申請者」という。）は、様式第１－１号及び様式第１－２号により、知事に申請するものとする。

（2）前項の申請書には、次に掲げる①から⑩の書類又は情報を添付するものとする。ただし、選定申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第 45 号）第５条第１項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）、林業経営体に関する情報の登録・公表について（平成 24 年２月 28 日付 23 林政経第 312 号林野庁官通知）に基づく林業経営体名簿に登録の林業経営体にあっては、各認定等申請において既に提出があっている書類については添付を省略することができるものとする。

① 法人以外の個人事業主については LoGo フォームにて基本情報入力
② 県税納付状況確認同意書（別記様式第１号）及び国税、市町税の納税証明書
③ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
④ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、その写し
⑥ 直近３箇年の貸借対照表及び損益計算書
⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引渡しが完了した過去５年の事業実績の中から、代表的なもの１件の契約書等の写し）
⑧ 行動規範を作成している場合にあっては、その写し
⑨ 地域への貢献、表彰実積、経営の健全性に関する取組等が確認できる書類
⑩ その他知事が必要とする書類

（3）知事は、必要に応じ選定申請者に対して、情報提供を求めることができるものとし、選定申請者は速やかに対応しなければならない。

第６　選定の実施

（1）知事は、第５による選定の申請があったときは、第４で定める選定基準に照らし、選定の適否を判断し、育成を図る林業経営体に選定するものとする。

（2）知事は、育成を図る林業経営体に選定したときは、様式第２号により、当該林業経営体に通知するものとする。

（3）林業経営体からの申請書は、随時受け付けるものとする。

（4）森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第２項及び第 44 条第２項の規定により県が公表した意欲と能力のある林業経営者（以下「公表経営者」という。）

については、育成を図る林業経営体に選定されたものとして扱うものとする。

第７　変更申請等

（１）第６の（１）の規定による選定を受けた林業経営体（以下「選定経営体」という。）において、申請の内容を変更したいときは、様式第３号により、知事に変更申請を行うものとする。ただし、基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者等）に係る変更については、軽微な変更とし、様式第４号により、知事に届け出るものとする。

（２）知事は、前項の規定により変更申請があったときは、第４で定める選定基準に照らし、適切と判断した場合は、これを承認し、その旨を当該経営体に通知するものとする。なお、軽微な変更にあっては、様式第４号による届出書の受理をもって変更の承認に代えるものとする。

第８　林業経営体名簿への登録及び公表

（１）第６の（１）の規定により育成を図る林業経営体を選定したときは、長官通知３の規定により別に定める林業経営体名簿に登録するものとし、当該名簿を県のホームページで公表するものとする。なお、当該林業経営体が既に同名簿に登録されている場合は、登録情報を必要に応じて更新するものとする。

（２）第６の（４）の規定により育成を図る林業経営体に選定された場合においても、前項同様に林業経営体名簿への登録及び公表を行うものとする。

第９　実施状況報告

（１）選定経営体は、様式第５号により、事業実施の翌年から選定の有効期間内、毎年度事業終了後、３箇月以内に知事に実施状況を報告するものとする。ただし、認定事業主にあっては「改善措置実施状況報告」をもって、公表経営者にあっては「実施状況報告」をもって、当該報告に代えることができるものとする。ただし、休業４日以上の労働災害（死亡災害を含む）が発生した場合は当該報告を行わなければならない。

（２）知事は、前項のただし書きにかかわらず、必要に応じ選定経営体に対して実施状況の確認又は報告を求めることができるものとし、選定経営体は速やかに対応しなければならない。

第10　選定の取消

（１）知事は、選定経営体が次のいずれかに該当する場合は、その選定を取り消すことができるものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、選定経営体の責に帰することのできない予測不能な事態によるものは除く。

① 申請内容（変更申請若しくは変更届又はその添付書類を含む。）に虚偽が確認されたとき

② 申請内容（変更を含む。）に従って事業実施する見込みがなくなったと認められるとき

③ 第４の選定基準を満たさないと認められるとき

④ 業務に関連して法令に違反し、代表者や役員等が逮捕され、又は逮捕を得ないで公訴を提起されたとき

⑤ 業務に関連して法令に違反し、重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が実施されていないとき
⑥ 選定経営体が消滅又は解散等が確認されたとき
⑦ 選定経営体から取消しの申し出があったとき
⑧ その他知事が必要とするとき

（2）知事は、前項①から⑤、⑦から⑧の規定により選定の取消しを行った場合は、その旨を様式第6号により通知するものとする。

（3）第6の（4）の規定により育成を図る林業経営体に選定された場合の取消しについては、公表経営者でなくなったときとする。

第 11　林業経営体の育成

知事は、選定経営体を育成するため、国庫補助事業を活用するなどして、当該林業経営体による第4の（4）の取組を支援するものとする。

第 12　選定の有効期間及び更新

（1）選定の有効期間は、目標を置いた事業年度の末日までとする。ただし、第6の（4）の規定により育成を図る林業経営体に選定された場合にあっては、この限りではない。

※「目標を置いた事業年度」とは、選定の申請を行った年の翌年度から起算して5年目をいう。

（2）選定経営体は、更新を受けることができるものとし、その手続きは第5及び第6の規定を準用する。

（3）前項の規定による登録の更新は、有効期間が満了する日の 30 日前までに申請をするものとし、その更新を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失うものとする。（有効期間満了日の 30 日前が休日・祝祭日の場合は、翌業務日（平日）までに申請するものとする。）

第 13　書類の経由

書類の提出に当たっては、林業経営体の事務所を管轄する農林事務所を経由して提出するものとする。

附　則

1　この要領は、平成 30 年9月 14 日から施行する。

2　この要領の制定により、平成 30 年3月 14 日付け林業第 1776 号で制定した要領（以下「旧要領」という。）については廃止するものとする。なお、旧要領による選定の効果は、本要領により育成を図る林業経営体の選定が行われた時点で失効するものとする。

3　この要領は、平成 31 年2月 28 日から施行する。

なお、第4の（4）別表の⑧に定める基準（コンプライアンスの確保）については、次回申請分から適用するものとする。

4　この要領は、令和2年2月 12 日から施行する。

５　この要領は、令和３年４月１日から施行する。
６　この要領は、令和７年１月 24 日から施行する。
７　この要領は、令和８年４月 16 日から施行する。
８　この要領は、令和８年 10 月 20 日から施行する。
なお、今回の改正については次回申請分から適用するものとする。

別表（第４の（４）関係の基準）

番号	項目	基準	適用	
			素材生産	造林保育
① （ア）	素材生産の生産量又は生産性の増加	ア 素材生産量又は生産性が現状から一定以上増加する目標を有していることとし、次によるものとする。なお、素材生産量には、他社への請負により生産した木材も含むものとする。 （ア）林業経営体の事業主自身又は直接雇用する現場作業職員による施業（以下「直営施業」という。）により素材生産を実施している場合にあっては、素材生産量又は生産性が５年後におおむね２割以上、現状から増加させる目標を有していること。ただし、現状において素材生産量5,000㎥/年、間伐生産性８㎥/人日、主伐生産性11㎥/人日に達している場合は、現状以上となる目標を有していること。 （イ）専ら他者への請負により素材生産を実施している場合にあっては、他者への請負を含めた素材生産量について、５年後におおむね２割以上、現状から増加させる目標を有していること。ただし、現状において5,000㎥/年に達している場合は、現状以上となる目標を有していること。また、生産性については、５年後におおむね２割以上、現状から増加させる目標を有している林業経営体への請負に努めること。ただし、間伐生産性８㎥/人日、主伐生産性11㎥/人日に達している場合は、現状以上の目標を有している林業経営体とする。	○	

① （イ）	経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、5 年間で約 2 割又は 3 年間で約 1 割以上で増加させる目標を有していることとする。 「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ア. 当該林業経営体が経営管理実施権の設定を受けた森林 イ. 当該林業経営体が作成した森林経営計画の対象森林 ウ. 5 年以上の長期に渡り、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林のいずれかとする。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が 30ha 以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	○	
②	生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに該当すること又は今後該当する意向を明らかにすること。 ア　作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 イ　原木の安定供給・流通の合理化等（製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組）に取り組んでいること。 ウ　認定森林経営プランナーが在籍していること。	○	
③	主伐後の再造林の確保	以下のいずれにも該当すること。 ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制（主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制又は連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制。以下同じ。）を有していること イ 主伐後の適切な更新に取り組んでいることとし、次によるものとする。 （ア）自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後に適切な更新を行うこと。 （イ）他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。	○	

④	造林・保育の省力化・低コスト化	ア 直営施業により造林・保育を実施する場合にあっては、造林・保育の省力化・低コスト化（伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組。以下同じ。）に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。 イ 他者への請負により造林・保育を実施する場合にあっては、造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営体への請負に努めること。		○
⑤	素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保	以下のいずれかに該当すること。 ア 素材生産又は造林・保育の事業実績を１年以上有していること。ただし、新規に設立・参入した林業経営体については、当該林業経営体に所属する現場作業職員による当該林業経営体設立等以前の現場作業従事実績が１年以上ある場合は、本基準に当てはめることができるものする。 イ 目標とする素材生産量と造林・保育事業量に必要な実行体制（現場作業職員、林業機械等）を有していること。なお、直営施業の実行体制がない場合や直営施業だけでは目標とする事業量を実行できない場合には、他社への請負により実施するなどの連携体制を確保すること。	○	○
⑥	伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採･造林に関する行動規範（伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が守るべき行動規範のことをいう。）の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。	○	○

⑦	雇用管理の改善と労働安全対策	以下のいずれにも該当していること。 ア　「佐賀県林業労働力確保の促進に関する基本計画」に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 イ　現場作業職員等に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。 ウ　労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む)。 エ　以下に定める届出を行っていること（届け出の義務がない場合を除く)。 ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号)第27条による届出 ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条による届出 オ　過去3年以内に休業4日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。	○	○
⑧	コンプライアンスの確保	ア 次のいずれにも該当しないこと。 （ア）業務に関連して法令に違反し、代表者や役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 （イ）業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 （ウ）国・県・市町から入札参加資格の指名停止を受けている者 （エ）行動規範又はガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者	○	○

		（オ）その他森林の経営管理を適切に実施することができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 イ　役職員に対してコンプライアンス教育を実施していること。 ウ　経営体と森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること（令和８年度末までに該当することとなることが確実と見込まれる場合を含む。）。		

様式関係

① 様式第１－１号（第５の（１）関係）_選定申請書
② 様式第１－２号（第５の（１）関係）_林業経営体情報
③ 様式第２号（第６の（２）関係）_選定通知書
④ 様式第３号（第７の（１）関係）_変更申請書
⑤ 様式第４号（第７の（１）関係）_変更届出書
⑥ 様式第５号（第９関係）_実施状況報告書
⑦ 様式第６号（第10の（２）関係）_取消通知書